

## 予防接種に関する記録について

市で実施している予防接種は、予防接種法に基づき実施しています。予防接種法では予防接種に関する記録について下記のように定められています。

### 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

- (1) 予防接種を行った際は、施行規則に定める様式による予防接種済証を交付すること。
- (2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1)に代えて、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

母子健康手帳をお持ちでない場合は、下の予防接種済証を大事に保管するようにしてください。

----- キ リ ト リ -----

### 檀原市予防接種済証

ワクチン名  LotNo.	(皮下接種)   m l	実施場所  医師名 (ゴム印可)  接種年月日                      年      月      日
---------------------	-----------------------	---

※ご自身の予防接種記録として大切に保管してください。母子健康手帳が出てきましたら、母子健康手帳に貼って保管してください。